(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県津市美里町家所字赤頭一三二二、一三五五、一三五七、一三六〇、一三六一、一三六二の一から一三六二の八まで、一三六三、一三六四、一三六四の一、一三六六から一三七一まで、一三七一の一、一三七二、一三七四から一三八一まで、一三八三、一三八四、一三九七から一四〇〇まで、字東谷一四二一の五から一四二一の一〇まで、一四二一の一二、一四二六、一四二八の一、一四二九、一四三〇、一四三一の一から一四三一の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町栗谷字余谷一一五二の一、岩井字後谷六〇〇の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は択伐による。
字余谷一一五二の一・字後谷六〇〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(二) 保安林の所在場所　三重県多気郡大台町小切畑字瀧ノ越六五九、六五九の一、六六〇、六六三の二、九四九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は択伐による。
(1) 字瀧ノ越六五九・六六〇・六六三の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県伊賀市柘植町字穴石谷六二六六、六二六八から六二七三まで、六二七八、六二七九、六二八一の二、六二八二から六二八七まで、七九七二の一、字並木六二九八、六二九八の一、六二九八の三、六三〇〇、六三〇〇の一、六三〇一、六三〇一の一、六三〇三から六三〇五まで、六三一三、六三一四、六三一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字穴石谷六二七九・六二八一・六二八七・字並木六三〇〇の一・六三一三(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第九百二十五号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年五月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月二十五日

国土交通大臣　金子　一義

特定装置を取り付けることができる自動車の範囲(車名及び型式、※は区分、当該自動車の仕様を区分するため付される記号が付されることがある。)	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
トヨタ　EBT－8FG I※、トヨタ　EBT－8FG2※、トヨタ　EBT－6SG1※、トヨタ　EBT－8FG※1、トヨタ　EBT－8FGK※2※、トヨタ　EBT－8FG※2※、トヨタ　EBT－8FG※3※、トヨタ　EBT－6SG※7、トヨタ　EBT－6SG※1	㊐GS－499 一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ　EBT－4 Y－GSD－C7	愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地 株式会社　豊田自動織機 製作者等の氏名又は名称及び住所

負圧　4.0kPa、排気負圧力　33.0kPa、吸入負圧力　14.4kPa、排気負圧力　24.8kPa、吸入負圧力　22.9kPa、排気圧力　19.7kPa

○農林水産省告示第千百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須字栃山一〇八八の三、一〇八八の三一、一〇八八の三二、一〇八八の三三、一〇八八の三四、一〇八八の三五、一〇八八の三六、一〇八八の四〇、一〇八八の四九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。)